

日本船舶海洋工学会 倫理規定

平成22年11月19日理事会承認

平成25年12月9日理事会承認

日本船舶海洋工学会は、会員が船舶海洋工学に関する学理の研究とその成果の利用にあたり、その成果が社会や経済に対して影響力を有することを認識し、社会における自らの使命と責任を自覚して誠実かつ倫理的に行動するための倫理規定を定める。

1. 社会に対する責任

会員は、人類と社会の健全なる発展の礎を築くために、技術、安全、健康、福祉に貢献するように行動する。また、研究や技術開発とその成果の利用にあたって、船舶海洋工学に基づく技術がもたらす社会への影響や危険性についての配慮を怠らない。

2. 技術者としての責任

会員は、自らの意識と責任において、学術と技術の発展及び文化の向上に役立てることを心がけ、また、生命、財産、名誉、個人の秘密に係わることを尊重し、擁護する。

3. 公平性の確保

会員は、人種、宗教、性、障害、年齢、国籍にとらわれることなく、すべての人々に公平かつ公正に対応して個人の自由と人格を尊重する。

4. 研績と向上

会員は、一般知識や専門知識の維持と向上に努力し、自己の業務において最善を尽くす。

5. 情報の公開

会員は、関与する計画・事業の意義と役割を公に説明し、それらが人類や環境に及ぼす影響や変化を予測する努力を怠らず、その結果を公開することに心掛ける。

6. 不正行為の禁止

会員は、自らの学術および技術に関する研究とその成果の公表において、二重投稿、剽窃、盗用、捏造などの不正行為を行わない。

7. 他者との関係

会員は、他者と相互の技芸の向上に協力し、専門職上の意見や批評には謙虚に耳を傾け、学理と事実とデータに基づいて真摯な態度で討論するとともに、他者の知的財産権と無形の資産を重視し、ないがしろにしない。

附 則

(1) この内規は、平成 22年 11月 1日から施行する。

(2) この内規の変更は、平成25年12月9日から施行する。